

昨年 (2018 年) の報告では、鈴木(2014)に基づいて、公正としての正義の第一原理に現れる基本的権利」を、原初状態における帰属認証 (Membership License) とする解釈を提示した。この解釈によって、権利を基本財とするロールズ (1971) の解釈から生ずる様々な批判、(例えば「第一原理が第二原理に対して絶対的に優先する」というロールズの主張に対する疑問など) を回避し得ることが示された。今回の報告では、同様の考え方によって、(リベラル社会の) 市民の権利よりも更に基本的かつ根源的な権利と考えられる人権 (Human Rights) に対する厳密な定義を与えたい。これによって、「不当拘束からの自由」、「思想・信条の自由」等々の具体的内容とは区別される、「人権そのもの」の概念が得られる。我々はこの概念を、「そもそも人権とは一体何か?」という法哲学・政治哲学の根本問題に対する一つの解答とみなすことが出来るであろう。

問題は従って、人権をその帰属認証として承認する原初状態を如何に規定するか、ということに帰着する。人権とはもちろん「人間の権利」であるが、「全ての人類 (の代表者たち) から成る原初状態」は明らかに大きすぎる。こうした漠然とした概念からは恐らく何らの有意味な結果も得られないであろう。我々はロールズ (1999) に倣って、「必ずしもリベラルとは限らない全ての独立国家の代表者たちから成る原初状態」を提案する。但し彼らは自分たちが何らかの独立国家の代表であることを知らないとする。この「無知のヴェール」はロールズのそれよりも厚いが、それは何れの国民国家にも属せずに生活する人々の人権を排除しないためである。それ以外にヴェールに課される条件はロールズのそれに従うとする。また原初状態の当事者たちは、自由かつ平等な個人であると仮定する。但しここに言う「自由」とは、自由主義的な「リベラル」の意味では無く、Rawls (1993) の意味での純粋に「政治的な領域」に制約されており、これによって例えばイスラム諸国などの非リベラル国家の人々をも含むことが出来る。更に彼らは Rawls (1993) の意味で道理に適った (reasonable) 人々であると仮定しよう。この原初状態は現実の国際社会における国連総会をモデルとしており、それ故「表象装置」として相応の直観と見通しが利くのである。我々は人権をこの原初状態の帰属認証と定義する。その具体的内容は、国連人権憲章に定められた諸条項に準拠するものと考ええる。

ところでこの人権規定のねらいは、同一の原初状態を用いて更に「国家主権」を定義し、先に定義した人権との関連を明らかにすることである。一般に国家主権を単なる「統治権力」と混同してはならない。国家主権とは「他国からの干渉を受けずに自国の国家意思にのみ基づいて国家運営を行う権利資格」なのであり、従ってその様な資格の保証は国際社会の全ての成員からの承認を得ずしては認められ難いのである。

そこで我々は無知のヴェールを少々引き上げ、当事者たちは自分が何れかの独立国家を代表していることを知らされたとする (但し具体的にどの国であるかは知らない)。そして国家主権をこの第 2 段階の原初状態の帰属認証と定義し、彼らはロールズ (1999) の「万民の法」をその帰属認証の内容として承認すると仮定する。「万民の法」は次の 8 か条からなる。

第 1 条 : 各国民衆は自由かつ独立であり、その自由と独立は他国の民衆から尊重されなければならない。

第 2 条 : 各国民衆は条約や協定を遵守しなければならない。

第 3 条 : 各国民衆は平等であり、拘束力を有する取り決めの当事者となる。

第 4 条 : 各国民衆は不干渉の義務を守らなければならない。

第 5 条 : 各国民衆は自衛権を有しているが、自衛権以外の理由で戦争を開始するいかなる権利も持たない。

第 6 条 : 各国民衆は諸々の人権を尊重しなければならない。

第 7 条 : 各国民衆は戦争遂行の方法に関して、一定の制限条項を遵守しなければならない。

第 8 条 : 各国民衆は正義に適った、ないしは良識ある政治・社会体制を営むことが出来ないほどの、不利な条件の下に暮らす他国の民衆に対して援助の手を差し伸べる義務を負う。

「～しなければならない」という義務を定めるかのような表現は、第 3 条の平等条項によって、「(全ての国から) ～してもらえ」という権利保障の裏返しであると考えられる。

第 6 条の言う「人権」は第 1 段階の原初状態で既に承認されていることに注意せよ。こうして 2 段階の原初状態という表象装置を経由する論証手続きによって、これらの権利概念に通常は暗黙の状態に含まれている我々の素朴な (法哲学的) 直観が明らかなものとなる。即ち人権は国家主権に先立って成立し、第 6 条の人権尊重条項は後者が承認される条件の中に含まれている。即ち人権は国家主権に優先するのであり、それ故に如何なる国家においても (政府などによる) 人権侵害は不正義なのである。

更にこうして定義された国家主権は核兵器などの保有 (核兵器の使用は既に第 7 条で禁じられている) を権利内容としてふくまないことが政治哲学のメタ定理として厳密に証明される。つまり核兵器の使用はもちろん、抑止力を口実とする核兵器の保有も正義に反するのである。証明は次の通り。

いま仮に原初状態の当事者たちが、核保有を「帰属認証」に含めることに同意したと仮定する。既に承認された「万民の法」第 3 条によって各国は平等な国家主権を有するのだから、これは全ての国家に対して核保有を認めることになる。もしこれが実現されるならば、国際社会は非常な不安と危険な状態に陥ることは明らかであり、そうした状態を認めることは、彼らが道理に適った人々であるという仮定に矛盾する。

核廃絶の推進は昨今の国際社会における潮流であり、この世界的な動向は恐らく人々の漠然と考えている以上に正当で、かつ大義を持つのである。多くの人々は、核保有国の存在を世界平和にとって望ましくないと考えているのかもしれないが、我々の定理は、その状態が「望ましくない」のでは無く、「正しくない」ことを示している。

参照文献

- Rawls J (1971), *A Theory of Justice*. Harvard UP, MA.
 Rawls J (1993), *Political Liberalism*. Columbia UP, NY.
 Rawls J (1999), *The Law of Peoples*. Harvard UP, MA.
 鈴木岳 (2014) 「ロールズ正義論の再検討」明治学院大学『経済研究』第 147 号 1-52 頁
 鈴木岳 (2018) 「国際正義と人権」明治学院大学『経済研究』第 155 号 13-45 頁